

広島県告示第二百四十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十六年三月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人社団 聖仁会	広島県庄原市西本町二丁目一五番三十一号	通所介護花ばたけ	広島県庄原市三日市町二二八番地三	通所介護	平成二六年二月二十八日
株式会社こむろ	広島県府中市出口町三八六番地一	デイサービス ゆうらく	広島県府中市出口町三八六番地一	通所介護	平成二六年二月二十八日
医療法人社団 神田会	広島県尾道市神田町二番二四号	医療法人社団 神田会木曾病院	広島県尾道市神田町二番二四号	通所リハビリテーション	平成二六年二月二十八日
社会福祉法人 三原市社会福祉協議会	広島県三原市城町一丁目二番一号	三原市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所 久井	広島県三原市久井町和草一九〇六番地一	訪問入浴介護	平成二六年二月二十八日